

会津若松市電気自動車等購入補助金 交付申請にあたってのQ & A

(令和8年4月1日現在)

【交付申請に関すること】

Q 1 いつ申請すればよいのか？

A 電気自動車等、**プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車**を購入し、購入代金を支払い自動車検査証の交付を受けた後に申請していただくことになります。

Q 2 申請は先着順か？

A 申請は、すべての書類に不備がない方から先着順で受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。

書類に不備がある場合、受付はいたしませんので、申請にあたっては、書類に不備がないか事前に確認いただきますようお願いします。

Q 3 販売会社等に申請手続の代行を依頼することは可能か？

A 可能です。

ただし、交付申請書に加え、「補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）」の提出が必要となります。

Q 4 申請の受付状況は、何を見ると分かるのか？

A 市のウェブサイト（下記）にて、申請の受付状況を随時お知らせいたします。

電気自動車等購入補助金についてホームページ⇒



Q 5 補助金が予算額に達した場合、どのような対応になるのか？

A 予算額に到達した時点で受付を終了します。

なお、最後に受付された方は、補助金が満額交付されない場合があります。

Q 6 補助金交付申請書等に押印は必要か？

A 債権者登録申請書には押印が必要です。

補助金交付申請書（第1号様式）、補助金交付請求書（第3号様式）、補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）については、申請者本人の身分証（顔写真付きのもの）や代理権の確認できる書類の提示いただいた場合、押印が不要となります。

なお、押印する際はすべて同一の印鑑を押印してください。

Q 7 オンライン申請はできないのか？

A 補助金交付申請書類については、受付順を正確に把握するため、環境共生課への持参をお願いしております。

【補助要件に関すること】

Q 8 昨年度中に車を購入した場合でも補助対象となるのか？

- A 購入契約の締結日は、昨年度中でもかまいません。
ただし、自動車検査証（車検証）の交付日は、申請年度の4月1日以降である必要があります。

Q 9 2台以上の申請は可能か

- A 同一年度内の申請は1台までとなります。また、これは申請者本人だけでなく世帯員も制限の対象となります。
また法人においても、法人名義のほかに法人の役務に使用する目的で購入する従業員名義の車両も制限の対象となります。
※次年度以降の申請は可能です。

Q 10 中古車での申請は可能か

- A 補助対象は新車のみとなります。
※車検証に記載されている登録年月日と初度登録の年月が同一年月であること

Q 11 HEV車、ミニカー、バイク等は対象となるか

- A 補助対象は電気自動車、**プラグインハイブリッド自動車及び燃料自動車のみ**となります。
また車両規格は一般社団法人電気自動車等振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進補助金の対象となる電気自動車、及び燃料電池自動車のうち「普通自動車」、若しくは「プラグインハイブリッド自動車・小型・軽自動車」のいずれかに該当する車種である必要があり、ミニカー、二輪車等は含まれません。

HEV（ハイブリッド車）は対象外です。

※電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。

※**プラグインハイブリッド自動車** 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を電動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

※燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関と併用しない自動車をいう。

Q 12 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されないとするが、レンタカー等、賃貸借の用に供することは可能か

- A 要綱に定める要件をすべて満たしていれば可能です。

Q 13 車両の持ち主となる配偶者が、単身赴任中である。補助金は申請できるか？

- A 次の方法での申請が可能です。
①会津若松市に住民票があり、実際に居住している方が申請者となる。
②「申請者」と「車両の所有者」が異なるので、車両所有者の承諾書を提出する。
（例）夫が単身赴任中で、妻は会津若松市在住の場合
⇒ 申請者は妻となります。夫に車両所有者の承諾書をご記入いただきます。

ただし、この場合は妻の市税に未納がないことが必要です。

Q 14 要綱にある「法定耐用年数」とはどれくらいの期間か

A 車種、目的等によって異なりますが概ね購入から3～6年程度です。詳細は販売店等にご確認ください。

【添付書類に関すること】

Q 15 売買の契約書や住民票、車検証等に記載されている住所の表記が異なる場合、どのような書類を添付すればよいか。

A 住宅の新築等で、住民票記載の住所、契約書等の設置場所などが異なる場合があります。このように、交付申請書の添付書類に、所在地の標記が異なるものがある場合、その同一を確認できる書類（「住居番号付番通知書」など）の提出が必要となります。また、転居等による場合は転居の事実が確認できる書類を添付（**住民基本台帳**で確認できる場合は添付不要）するとともに、車検証等は住所の変更手続きを行ってください。

Q 16 市税の未納があった。申請はできないのか？

A 市税が完納されていることが要件となっていることから、未納（納期未到来分を除く）がある場合、申請書類を受け付けることはできません。

未納分を納税課窓口等にてお支払いいただいた後、**こちらで確認させていただきます。**

なお、納税した場所・方法によっては、納税証明書に反映されるまでに最大3週間程度かかる場合がありますので、ご注意ください。

【その他】

Q 17 実際の車両の現地調査は行われるのか？

A 申請書類で十分に確認できる場合は不要です。但し写真や写しが不鮮明であるなど、書類に疑義がある場合に実施する事があります。

Q 18 補助金受領後、交付対象となった車両は、どのような取扱となるのか？

A 補助金交付要綱に基づき、補助金の交付対象となった車両は、法定耐用年数の期間、適切に維持・管理しなければなりません。

なお、補助金の交付対象となった車両について、やむを得ず廃車、売却等を行う必要がある場合には、まず、環境共生課（電話 23-4700）までご相談ください。